

----->>>  
**JPA事務局ニュース <No.140> 2014年5月27日**  
----->>>

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(JPA)事務局  
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610号  
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 [jpa@ia2.itkeeper.ne.jp](mailto:jpa@ia2.itkeeper.ne.jp)  
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

## ☆JPA第10回総会終了、加盟団体は82団体に

JPA第10回総会は、5月25日(日)午後1時より、東京都千代田区の日比谷図書文化館大ホールにて開催され、全国から加盟団体代表ら130人が集まりました。

また、この1年間に新たに8団体が加盟し、加盟団体は総会時点で82団体となりました。

詳しい報告は、ホームページ等で掲載いたします。

## ☆翌日には国会請願行動、79万名の署名を国会に提出

翌5月26日(月)には、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策を求める院内集会・国会請願行動を行いました。

院内集会には、総会に引き続き参加した地域難病連の代表に加えて、疾病団体からの参加者もあわせて、約130人が参加しました。月曜の午前中にもかかわらず、国会議員も9人が駆けつけてくださいました。その他に議員秘書が27人来てくださいました。

署名総数は、当日に持ち込まれた署名もあわせて、784,151名分の署名を、今年も衆参両院あわせて200人以上の紹介議員に手分けして届けました。

## ■参議院請願課が受理しないとの連絡を受けて事務局が対応

さっそく院に提出してくださった請願のうち、衆議院は請願課で受理されましたが、27日朝の時点で、参議院では難病法が成立したことを理由に請願課が受理しないとの連絡が何人かの紹介議員から事務局に入りました。また地元の難病連にも同様の連絡が入ったとの連絡もあり、すぐに参議院請願課に問い合わせたところ、難病法成立によって受理できないとの回答でしたので、請願の趣旨や請願項目を読めばわかるとおり、この請願は難病対策だけではなく長期慢性疾患対策も含めた総合的対策を求めており、難病法は大きな一歩だが、さらに今後も対策の総合的拡充を求めるものであること。院の請願課が受理しないという判断は、国民の請願権との関係で問題であることを指摘し、

口頭で嚴重に抗議するとともに、責任ある立場の人からの回答を求めました。

参議院橋本請願課長よりその後連絡があり、やりとりの結果、午後2時30分頃に、課長は誤りを認め、この請願は難病法をふまえてさらに総合的な対策を求めるものであることから、請願を受理すると回答。既に請願提出に来た20数名の紹介議員には、請願課が各議員室を訪問し、経緯の説明と請願署名の預かりに回ることを約束することで決着しました。

今回の経緯では、事務方である請願課が、請願の趣旨や請願項目もきちんと読まずに、単純に難病に関する請願は難病法成立によって院としての結論は出されたと勝手に判断したものであり、重大な越権行為です。

今回は、事務局から請願課に素早く抗議をして説明を求めたことでスピード解決しましたが、会期末が迫るなかで、時間が立てば、参議院に提出した何十万名分もの請願署名が受け付けられなくなるところでした。参議院事務局の猛省を促し、今後このようなことがなくなるためにも、詳しく経過を記しておきます。

\*----- ( J P A 事務局長 水谷幸司 ) -\*